

令和6年 2月 7日

開会 午後2時47分

閉会 午後4時31分

## 1 議事日程

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙
- 第6 第1号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第7 第2号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第10 第5号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件
- 第12 第7号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第13 一般質問

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 村岡栄紀君
- 2番 下江一将君
- 3番 中村龍治君
- 4番 清水俊博君
- 5番 浅田康子君
- 6番 丸岡弘満君

7番 大 畑 一 千 代 君

8番 足 立 吉 繼 君

#### 4 説明のため出席した理事者（18名）

管理者

西 脇 市 長 片 山 象 三 君

副管理者

加 西 市 長 高 橋 晴 彦 君

加 東 市 長 岩 根 正 君

多 可 町 長 吉 田 一 四 君

西 脇 市 副 市 長 藤 原 良 規 君

消防担当課長

西 脇 市 防 災 安 全 課 長 山 上 公 平 君

加 西 市 政 策 部 防 災 課 長 中 島 泰 秀 君

加 東 市 総 務 財 政 部 参 事 兼 防 災 課 長 長 谷 田 克 彦 君

多 可 町 生 活 安 全 課 長 今 中 大 祐 君

消防本部

消 防 長 東 田 幸 策 君

警 防 部 長 小 林 克 樹 君

加 西 消 防 署 長 飯 尾 昌 弘 君

加 東 消 防 署 長 森 脇 浩 君

総 務 課 長 足 立 吉 則 君

企 画 財 政 課 長 岩 城 雅 史 君

予 防 課 長 宇 達 康 裕 君

情 報 管 理 課 長 山 下 誠 明 君

総 務 課 副 課 長 神 田 富 弘 君

#### 5 出席事務局職員（3名）

総 務 課 長 足 立 吉 則 君

総 務 課 課 長 補 佐 長 濱 央 治 君

総 務 課 主 任 山 口 令 君

○総務課長（足立吉則君） 失礼いたします。総務課長の足立でございます。

このたび西脇市議会と多可町議会の任期満了に伴う改選により、本日の定例会は正副議長が不在での開催となります。このため、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員に臨時議長の職務を行っていただくこととなります。つきましては、出席議員中、西脇市議会の浅田康子議員が年長議員でございます。したがって、浅田康子議員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

それでは、浅田康子議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（浅田康子君） 失礼いたします。ただいま御紹介いただきました西脇市議会議員の浅田康子でございます。

本日第50回北はりま消防組合議会定例会に当たりまして、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行います。議長選挙が終わるまでの間、議員各位の御協力をお願いいたしまして、職務を果たしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めてまいります。

片山管理者から挨拶がございます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第50回北はりま消防組合議会定例会を開会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、御出席をいただき、また、日頃から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本年1月1日に発生いたしました石川県能登地方を震源とする地震では、能登半島及び周辺地域で甚大なる被害を及ぼし、多くの方が犠牲となりました。まずは、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方々には心よりお見舞いを申し上げ、被災地に一日も早く平穏な日々が戻ることを願いたいと思います。

北はりま消防におきましては、緊急消防援助隊の派遣要請を受け、1月15日から兵庫県大隊派遣隊として、被災地支援に当たっております。現在、第6次派遣隊として、救助工作車1台、隊員5名を派遣しており、厳しい環境での活動となりますが、被災者に寄り添い、北はりま消防として使命を果たしたいと思っております。

また、管内におきましても、いつ起こるか分からない災害に向けて準備を怠らず、地域住民の方々に安全と安心を提供できるよう、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

本日、提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり、補正予算1件、条例制定等5件、当初予算1件でございます。

慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（浅田康子君） 管理者の挨拶が終わりました。

午後2時47分 開会

### 開 会 宣 言

○臨時議長（浅田康子君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第50回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、1番、4番、5番、8番議席の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。総務課長より報告させます。

総務課長。

○総務課長（足立吉則君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から、定期監査結果報告書及び例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、報告を終わります。

○臨時議長（浅田康子君） 以上をもちまして、報告は終わります。

なお本日、報道関係者ほか1名の傍聴がございます。

### 日程第1 議長の選挙

○臨時議長（浅田康子君） これより、日程に入ります。

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（浅田康子君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（浅田康子君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に村岡栄紀議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました、村岡栄紀議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(浅田康子君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました村岡栄紀議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村岡栄紀議員が議場におられますので、本席から議長の当選告知をいたします。村岡栄紀議員、御挨拶をよろしく願いいたします。

○1番(村岡栄紀君) ただいま皆様から御推挙いただき、議長の重責を担うことになりました西脇市議会議員の村岡栄紀でございます。

微力ではございますが、皆様方の御支援、御協力を得ながら議会の運営に誠心誠意努めてまいり所存でございます。議員各位、管理者以下執行者各位の御協力を重ねてお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長(浅田康子君) 議長の挨拶が終わりました。

以上で、議長の代理としての職務は終わりました。議員各位の御協力に感謝申し上げます。この後は、村岡栄紀議長にお任せをいたしまして、ここで暫時休憩といたします。

午後2時51分 休憩

---

午後2時52分 開議

○議長(村岡栄紀君) 失礼いたします。それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまより議長席をお預かりいたしますので、何とぞ皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、議事に入ります。

## 日程第2 議席の指定

○議長(村岡栄紀君) 日程第2、議席の指定を行います。

今回、西脇市議会及び多可町議会におきまして、当組合議会議員の変更があり、それぞれ2名の議員が選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により本職において指定いたします。

1番、私、村岡栄紀、4番、清水俊博議員、5番、浅田康子議員、8番、足立吉継議員を指定いたします。

### 日程第3 会議録署名議員の指名

- 議長（村岡栄紀君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名いたします。  
4番、清水俊博議員、5番、浅田康子議員の両名を指名いたします。

### 日程第4 会期の決定

- 議長（村岡栄紀君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第5 副議長の選挙

- 議長（村岡栄紀君） 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村岡栄紀君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
さらにお諮りいたします。  
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。  
副議長に清水俊博議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議長が指名いたしました清水俊博君を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました清水俊博議員が副議長に当選をされました。  
ただいま副議長に当選されました清水俊博君が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。この際、清水俊博議員、御挨拶をよろしくお願いいたします。  
清水議員。

○4番（清水俊博君） 失礼します。ただいま皆様の御推挙によりまして、副議長の職に当たらせていただきます多可町議会の清水でございます。もとより大変微力でございますが、村岡議長とともに北はりま消防の組合議会の円滑な運営に努めてまいります。各議員含め、皆様からの御協力、御指導をお願い申し上げ、誠に簡単でございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 副議長の挨拶が終わりました。

#### 日程第6 第1号議案

##### 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第6、第1号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第1号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

提案の主な理由につきましては、令和5年度の各事業費の確定又は執行見込みによるものでございます。

次に、補正予算の内容でございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ389万円を追加し、その総額を23億6,670万9,000円に改めようとするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、2ページから5ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

高規格救急自動車2台の更新整備及び高機能消防指令システム部分更新に係る実施設計業務委託の事業費の確定により、6ページにございます「第2表 地方債補正」のとおり、起債の限度額を変更いたします。

なお、歳入歳出予算補正の詳細な内容につきましては補正予算説明書の事項別明細書に記載をいたしております。

また、20ページ以降に給与費明細書補正を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第1号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第1号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 第2号議案

北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第7、第2号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第2号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、地方公務員法の改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いについて所要の改正を行う必要があるため、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第3条において降給の取扱いに関し、その種類を降格、降号、そして管理監督職勤務上限年齢制による降給とし、それぞれの定義を規定しております。

次に、第4条では、職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する降格に関し、その事由となる要件を規定し、第5条では降格と同様に、降号に関し、その事由となる要件について規定しております。

また、附則第3項を追加し、北はりま消防組合職員の給与に関する条例（平成23年条例第22号）附則第8項の規定により給料月額が7割措置となる職員に対する第3条の規定の適用について、当分の間、同条例附則第8項の規定による降給とする旨を規定し、第4項で第6条第5項に規定する降給に係る手続について、辞令の交付によらず、給料月額が異動することとなった通知により行うこととする旨の規定を追加するほか、本則において文言等の整理を行っております。

条例の施行期日につきましては、公布の日からとしております。



詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いいたします。

以上、第2号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

通告に基づき、7番、大畑一千代議員の発言を許可いたします。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 質問させていただきます。

この議案です、3条4条5条、この部分が新設になっております。地方公務員法の第28条の2第1項に規定するこの分のことについては理解できるんですけども、その部分だけじゃなしに、全ての職員が対象になる部分がありますよね。それが今なぜ、新たに追加、新設になるのか。これまでこういう規定は必要なかったのか、あるいはそういうことをまず聞かせてください。

それから、これまでです、第4条あるいは第5条に該当するような事案はあったのかなかったのか。あったとしても、そういう措置が取れなかったと思うんですけども、そういう不具合はなかったのか、その辺りについてまずお聞かせください。

○議長（村岡栄紀君） 総務副課長。

○総務課副課長（神田富弘君） 失礼いたします。

第3条、第4条、第5条を、なぜ今になって追加規定するのかの御質問にお答えいたします。

今回、第3条において、降給の種類について、降格、降号及び管理監督職勤務上限年齢制による降給を規定しており、第4条では降格の事由、第5条では降号の事由を規定しております。

追加規定する理由につきましては、管理監督職勤務上限年齢制が適用される場合、当該職員の受ける級・号に応じた額に、100分の70を乗じて得た額とする降給に対応するため、また、管理監督職勤務上限年齢制の適用以外の場合について規定したものです。

なお、管理監督職勤務上限年齢制が施行される令和6年4月1日までに、関係規定の整備が必要となることから、本定例会での上程となっております。

次に、降格・降号について、なぜこれまで規定がなかったのかの質問にお答えします。

今回新たに降給の文言を追加し、その種類として、降格・降号を規定しておりますが、これまででは従来から定めておりました降任により、必然的に降級が行われるものと理解しており、このたび60歳を超える職員に対する降級または降号の取扱いを整理するに当たり、その他の事由における降格または降号を行う事由について、条例により規定しております。

次に、第4条、第5条に該当するような事案はこれまでなかったのかの質問にお答えいたします。

平成23年の組合発足以降、第4条及び第5条に規定する降格及び降号の対象となる事案は発生しておりません。

報告は以上であります。

○議長（村岡栄紀君） よろしいですか。

これで7番、大畑一千代議員の質疑を終わります。

その他質疑はございませんでしょうか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第2号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 第3号議案

北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第8、第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給されることから、育児休業をしている会計年度任用職員についても、同手当の支給が可能となるよう所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容につきましては、北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例第7条第2項において、育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給対象から除かれていた会計年度任用職員について、当該手当の支給が可能となるよう内容を改め、第8条においては当該条例の改正に伴う文言の整理をしております。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いをいたします。

以上、第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 第4号議案

##### 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第9、第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行おうとするものでございます。

次に改正内容ですが、本議案は北はりま消防組合職員の給与に関する条例、北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において給料表等の改正を行おうとするもので、施行期日の関係から4条建ての構成としております。

まず第1条では、北はりま消防組合職員の給与に関する条例第27条において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給月数を年間で0.05月引き上げるた

め、令和5年12月期の支給月数を1.2月、100分の120から1.25月、100分の125に改めます。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数については年間で0.025月引き上げるため、令和5年12月期の支給月数を0.675月、100分の67.5から0.7月、100分の70に改めております。

次に、同条例第30条において定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を年間で0.05月引き上げるため、令和5年12月期の支給月数を1.00月、100分の100から1.05月、100分の105に改め、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数については年間で0.025月引き上げるため、令和5年12月期の支給月数を0.475月、100分の47.5から0.5月、100分の50に改めております。

さらに、改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表（一）に準じ、別表第1給料表の改正をしております。

次に第2条では、同じく北はりま消防組合職員の給与に関する条例第2条において、在宅勤務等手当を新設し、第19条で在宅勤務等手当を支給される職員に対する通勤手当の減額の取扱いを追加し、第20条の2を第20条の3として、新たな第20条の2に在宅勤務等手当の支給対象と支給単価について規定をしております。

また、第27条において、第1条で改正した令和5年12月期の期末手当の支給月数について、令和6年度において6月期と12月期に按分するため、再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数を1.225月、100分の122.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員については支給月数を0.6875月、100分の68.75に改めております。

さらに、第30条においては、第1条で改正した令和5年12月期の勤勉手当の支給月数について、令和6年度において6月期と12月期に按分するため、定年前再任用短時間勤務職員以外の支給月数を1.025月、100分の102.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を0.4875月、100分の48.75に改めております。

次に第3条では、北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第1イ行政職俸給表（一）に準じ、別表の給料表を改正し、第4条では、同じく北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、第13条の2としてフルタイム会計年度任用職員、第21条の2としてパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加し、第2条の会計年度任用職員の給与の定義を整理しております。

なお、附則第1項から第4項までにおいて、この条例の施行期日、適用期日、給与の内払等について規定をしております。

第1条及び第3条の規定については公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

第2条、第4条及び附則第5項の規定については令和6年4月1日を施行期日としております。

また、本条例において特殊勤務手当に関する条文が繰り下げられることから、附則第5項において、北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例第1条中の文言を整理しております。

詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認ください。

以上、第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 第5号議案

##### 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第10、第5号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第5号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、危険物施設等の設置許可申請に対する審査手数料の標準額が引き上げられたことに伴い、北はりま消防組合手数料条例において、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容につきましては、危険物施設等の設置許可申請に対する審査手数料のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所について、改定された標準額に準じて審査手数料の引上げを行っております。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いをいたします。

以上、第5号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第5号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 第6号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第11、第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

協議理由につきましては、丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を改正することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じたためでございます。

次に、協議内容につきましては、組合を組織する市町等から、丹波少年自然の家事務組合を削り、規約第11条において、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を3年から4年に改めようとするものでございます。

変更後の規約の施行期日につきましては、令和6年4月1日となっております。

詳細につきましては、新旧対照表を添付いたしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上、第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 第7号議案

### 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第12、第7号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第7号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

令和6年度予算には、高機能消防指令システム部分更新業務及び更新に伴う監理業務の委託並びに車両配置計画及び更新基準に基づく高規格救急自動車2台の更新整備等を主な事業として、その必要経費を計上いたしております。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億6,419万4,000円

に定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページ、3ページにございます「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条債務負担行為は、小型動力ポンプ付水槽車及び救助工作車Ⅱ型の更新整備を令和6年度、令和7年度の2か年で行おうとするもので、4ページ第2表に記載のとおり、その限度額を小型動力ポンプ付水槽車の購入費については9,199万3,000円、救助工作車Ⅱ型の購入費については2億905万円としております。

第3条地方債は、4ページ第3表に記載のとおり、消防施設整備事業に係る起債の限度額を4億1,130万円に定めようとするものでございます。

第4条の一時借入金は、借入れの最高額を3,000万円といたします。

当初予算における前年度との比較につきましては、事項別明細書の総括で説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。歳入です。

第1款分担金及び負担金は、6,722万2,000円の増額。第2款使用料及び手数料は34万9,000円の減額。第5款財産収入は10万円の減額。第7款繰入金は9,032万4,000円の増額。第8款繰越金の増減はありません。第9款諸収入は26万円の減額。第10款組合債は、3億4,460万円の増額となっております。

次に、歳出です。6ページを御覧ください。

第1款議会費は、7万9,000円の減額。第2款総務費は645万5,000円の増額。第3款消防費は5億2,247万2,000円の増額。第4款公債費は2,741万1,000円の減額。第5款予備費の増減はございません。

令和6年度歳入歳出予算の総額では、歳入歳出それぞれ5億143万7,000円の増額となっております。

なお、詳細な内容につきましては予算説明書に記載をいたしております。また、22ページ以降に給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照賜りたく存じます。

以上、第7号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

通告に基づき、7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 失礼します。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず第1項目め、小項目の1項目めなんですが、通信指令施設の更新費用が計上されております。これまでからは7年度の更新だったんですが、それが10年延長されたという



ふう聞いておりましたがですね、大きなこの更新費用が計上されております。このことについてまずお尋ねさせていただきたいと思います。

それから2項目めですが、その通信指令更新費用に充当する起債ですよ。起債4億1,130万円の起債が計上されておるわけですが、これについてはどのような内容の起債なのか、交付税算入等何か有利な起債なのかどうか、この辺りについてお聞きします。

それから3項目めですが、債務負担行為で計上されている2つの車両について、以前の更新計画があったのか、私ども今まで持っておりました分は、令和2年1月に配付された計画一覧表なんです。それにはどうも上がっていないように思います。新たな配置計画表があればということで申し出たところ、本日このように配っていただきましたので、これを見れば、なるほど、2つ上がっておりますから、それはそれでいいんですけども、この内容についてもお聞かせください。特にその水槽車につきましてはですね、これまでは、運行が不可能になった時点で廃車するというようになっておったと思うんです。ところが今度は、もう新たにどうしてもやっぱり必要だから替えてあげるとのことなんです。非常に有効な車両だと思いますし、それはそれでいいんですけども、その辺りの状況についてお聞かせください。

それとですね、最後に4項目めですが、これは前々から申し上げております各市町の負担金の在り方でございます。これについては何度も今の2:8の状況については、どうしても不公平が生じているというふうに私は思っておりますので、これについては見直しの協議をしてくれというふうなことをずっと申し上げてきております。見直してほしいということをお願いしております。そういったことの協議が管理者会等であったのかどうか、あるいはあったのであればその日時、それからその内容、どのような協議がなされたのか、お伺いします。

以上でございます。

○議長（村岡栄紀君） 情報管理課長。

○情報管理課長（山下誠明君） ただいまの大畑議員の4つの質問にお答えさせていただきます。

なお、情報管理課長は1つ目、2つ目のことについてお答えさせていただいて、3つ目については警防部長、4つ目については、消防長がこの後答えたいと思います。

まず最初の1つ目の質問ですが、消防指令センターは、平成26年4月から現在の滝野庁舎で運用を開始しております。10年が経過する令和7年度にこちらの消防本部兼西脇消防署に移転する計画でしたが、令和3年9月29日に開催された管理者会において協議をいただき、現在の滝野庁舎での運用を10年間延長することに方向性が決定しております。また、この協議内容と経緯については、令和4年2月15日に開催の議員協議会で報告をさせていただいたところであります。

予算計上しています指令システム経費は、老朽化している指令システムを今後10年間、

現在の滝野庁舎で延長稼働するために最低必要な部分更新を行うための経費を計上しております。

次に、2番目の質問にお答えしたいと思います。

起債についての質問ですが、通信指令施設更新費用に対する起債は、防災対策事業債充当率75%、起債額に対し、交付税算入30%となっております。

以上です。

○議長（村岡栄紀君） 警防部長。

○警防部長（小林克樹君） それでは小項目3につきまして答弁させていただきます。

西脇消防署配備の救助工作車につきましては、初年度登録から20年が経過することから、北はりま消防組合車両配置計画に基づき更新整備するもので、当初の更新計画のとおりでございます。

なお、シャシメーカーの燃費不正問題、世界的な半導体不足の影響等により、部品調達が困難であり、車両の納入が遅延するおそれがあるとの情報から、令和6年、7年度の債務負担行為により更新するものです。

次に、加西消防署配備の水槽車につきましては、当初計画では運行不可で廃車の予定でございましたが、近年、出動の増加、有効な活動が多くなってきており、また、地震等の災害にも備える必要があることから、車両配置計画を見直し、令和3年6月の幹事会及び7月の管理者会において協議をしていただき、更新することに決定しております。

なお、当初は令和4年度・5年度の債務負担行為での更新を計画しておりましたが、更新予定の西脇消防署配備の救助工作車と同様の理由により納入が遅延するおそれがあるとの情報により、債務負担行為を取り下げました。その後も、ポンプメーカー、シャシメーカーから情報収集を頻繁に行い、令和5年度・6年度の債務負担行為においても、令和6年度内の納入が確約できないことから、令和6年度・7年度での債務負担行為による更新としたものでございます。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 最後に、負担金に関連するお答えをいたします。

現在、消防に対し、幾つかの提案が出されております。その内容につきましては担当者間で意見交換をしている、そういった状況でございます。今後、意見調整の後、幹事会での協議検討を経て具体案に達した段階で、管理者会で協議が進められるものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まず指令センターの関係なんですけども、これまでに説明を聞いておったようで私が失念しておりました。申し訳ございません。

ただですね、金額が4億円を超える大きな方針になってきておるわけですが、まず今回

の部分更新にこれだけの費用があり、必要であり、それから10年間の間にも、再度またこのような更新が必要になってくるのかどうか、大きな金額が要ってくるのかどうか。その辺りも十分に検討された中で10年延長を決められたんだらうとは思いますが、そういったことについて説明ができる範囲でお願いしたいというふうに思います。

それとですね、もう交付税算入はもちろん30%あるということです、それから充当率についても75%ということで、これが他の分と有利なのかどうかというのもちょっと比較はできないんですけど、広域化になった大きな目的っていうのがもともととは通信、この指令センターを共同でやろう、広域化でやろうというようなところから始まったものと私も理解しておるんですけども、そういった中でも補助金とかいうのは今後ないんですかね。もう起債あるいは交付税への充当ぐらいで、さらにその10年後とかに更新をする際に、10年後はこちらへ移ってきますよね、西脇のほうに。そういった部分について更新のときには補助金、国の補助金とかそういったものは見込めるのかどうか、この辺りについてお伺いしたいとこのように思います。

それから、最後に市町の負担金でございますが、これについては、再度今、担当者会で、新たな提案が上がってきておるのでしょうか。それについては以前には担当者会あるいは幹事会でですね、上がってきたものを、管理者会で協議はしたけども、合意が得られなかったということでもうそのままになっておると、このように認識しております。そういったことがずっとずっと繰り返されていくことになるのか。はっきり申しましたら、随分以前の状態に戻ってしまったというふうな認識、そういう受け止め方しかできないんですよ。以前には幹事会とか担当者会で上がったものが、2案だったか3案だったか、管理者会に送られた。でもそれで合意が得られなかった。しかしその合意が得られなかったということについて、その合意が得られるような何らかの協議は私は続いているのかなというふうなことを思っておったんですが、また既に担当者間に差戻しと申しますか、戻っている、随分以前の状態に戻っているような気がするんですが、その辺りのことについてお答えをいただきたいなど、このように思います。

○議長（村岡栄紀君） 情報管理課長。

○情報管理課長（山下誠明君） 指令台のことについてお答えします。新規更新するに当たりましては、8億5,000万ほどかかります。それでこちらのほうの中間更新と書いておりますのは、パソコン及びサーバー、これが大体5年ぐらいで変える必要がございますので、この分の更新費用ということになります。それと、もし仮に新規で8億5,000万使って、5年たったときにもまた中間更新でまた1億8,000万ほどの金額のお金はかかることになります。5年ごとにパソコン、サーバーというものは更新していく必要がございますので、その分については随時かかってくる経費と認識しております。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 負担金の関連でお答えいたします。

担当者会ってというふうにおっしゃられました、現在のところ、担当者間っていうところ、会ではなく、担当者同士でっていうところの意見交換をしている状況です。

これまでの話をさせていただきますと、令和4年4月27日に開催されました管理者会において消防からは3案ほど提案させてもらったということは大畑議員も御承知かと思えます。それについてそれ以降具体的な検討というのは持たれておりません。そんな中で、現在、その案も含めてということかと、私はそういうふうにとらえておりますけれども、それ以外にも案が出されて、それに対して担当者間ですね、担当者同士で、意見を交換させていただいている、そういった状況です。

○議長（村岡栄紀君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩城雅史君） 先ほどの補助金の件につきましてお答えさせていただきます。

現在の予算、部分更新の事業費としまして、4億6,278万2,000円になりまして、防災対策事業債の充当率が3億4,700万円になります。そのうちの交付税算入の30%としまして、1億410万円が30%で交付税措置ということになります。

それ以外の、今回はそれで申請をするわけでございますけれども、10年後ですね、こちらへ移って来るときの補助金であるとかってということにつきましては、移転に関しては今のところ該当項目はありません。新たに広域化するとか違う展開がございましたら、またそういう対象の事業費は模索はできるものかなというところですが、現状としては、引越すだけに関してはございません。一番最初の広域化するときにはいただいておりますので、次、2回目もっていうわけには今のところはないという認識はしております。

以上です。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員よろしいですか。

○7番（大畑一千代君） 大丈夫です。

○議長（村岡栄紀君） これで7番、大畑一千代議員の質疑を終わります。

そのほか質疑はございませんでしょうか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

○7番（大畑一千代君） これはもう昨年、あるいはもっと前からずっと申し上げてきておるわけですが、どうしても2割8割の今現行の負担金の在り方については納得がいたしません。今聞きますと、見直しに向けた管理者会の協議はまだ全然なされてない。担当者間での提案がぶつけられてるというか、情報交換レベルで終わってるのか、意見交換辺りで終わってるのか、その程度のことしか進んでいないということと理解いたしました。それを聞く以上ですね、現行の負担金での在り方でのですね、編成された予算につい

てはどうしても賛成するわけにはいきませんので、反対させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（村岡栄紀君） 賛成討論はありませんか。

5番、浅田康子議員の発言を許可します。

○5番（浅田康子君） 第7号議案の賛成討論といたします。

負担金のことで、大きな理由としては負担金のことで反対やとのことを今、お聞きしたんですけれども、年間を通じた令和6年度の予算書、これは厳しい財源の中で精査された予算書を上程されておりますので、全体としては異議のないところでございます。負担金のことは以前から発言をされておりますが、それだけの理由で反対ということには私は賛同いたしませんので、予算書全体としての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（村岡栄紀君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより第7号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 一般質問

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第13、一般質問を行います。

通告に基づき、7番、大畑一千代議員の発言を許可します。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 失礼いたします。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

構成市町の負担金の在り方と、各署所の人員、そして救急とか消防車両の配置、これについて一般質問をさせていただきます。

このことにつきましては従来から申し上げていることではありますが、構成市町の人口及び火災や救急事案等の発生状況から勘案して、人員及び車両等資機材の配置は適切とは思いません。質問するたびにですね、人員及び車両等資機材の配置は適切で変更する考えはないとの趣旨の答弁が返ってきておりますが、負担金の在り方とともに見直すべきとの考えから一般質問を行います。

なお、これまで何度も申し上げましたように、北はりま消防組合は広域消防として構成市町全体をカバーしているということを何度もお聞きしてきましたが、そのことは通用しないということを前段、あらかじめ申し上げておきたい、このように思います。多可町さんが2拠点では賄えないから3拠点でということになった時点です、組合全体で全域

をカバーするという考えはなくなっているということをあらかじめ申し上げておきます。

まず救急車及び人員ですね、これについて災害発生件数、それから救急出動件数、これに基づいて申し上げます。

救急車及び人員は、災害発生件数、救急出動件数に比例して、適切、合理的に配置されているとは言えない状況であります。見直さなければならぬと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

高規格救急車は、西脇市、多可町、加東市に各3台、加西市に4台配置されております。令和5年の各市町の災害発生件数、救急、組合のホームページで確認しますと、西脇市2,392件、多可町1,078件、加東市2,270件、加西市2,240件、そしてそれを救急車1台当たりの件数にしますと、多可町さんは359件、西脇市、加東市の半分以上という、こういう突出して少ない状況になっております。構成市町の人口と配置人員については以前から指摘しておりますとおり、2020年国勢調査における署所の職員当たりの人口は加東市923.8人、西脇市899.4人、加西市837.3人、多可町は642人、こういう数字になります。構成市町の住民に、公平適切なサービス、安心感を与えるためにはですね、高規格救急車及び人員の配置を早急に見直すべきであります。

また、令和4年度の署所別管轄外出動件数、これを見ますと、火災・救急・救助その他の合計件数ですね、これを見ますと、管轄外から加東市に出動した件数は219件、西脇市は128件、加西市へは54件、多可町へは35件、これお手元に配付されておりますものは、事務方と打合せしたときに訂正をさせてもらってるんですが、訂正前のものが配付されておるように思うんですけども、今の数字が訂正後の数字でございますので申し上げます。

今回配付された資料を見ますとですね、今日と申しますか、議案と一緒に配付されておりますよね。それを見ますと令和5年中の署所別管轄外出動件数ではですね、管轄外から加東市に出動した件数は211件、西脇市では147件、加西市では38件、多可町が47件です。管轄外から加東市に出動していただいている件数が本当に突出しているわけです。これはですね、このことは加東市に配置されている人員・資機材が少な過ぎることを如実に示しているのであります。

加東市に配置されている人員・資機材が足りないから、管轄外から応援に出動しなくてはならない、この状況がずっと続いております。早急に見直すべきであります。お考えをお尋ねいたします。

次に、将来人口推計を踏まえての配置の見直しについて申し上げます。

社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した将来人口の推計値を見ますと、いずれの市町も減少しておりますが、加東市の減少スピードは鈍化しているのに対し、他の構成市町は減少スピードが加速しております。このことについてはもう管理者の方々、皆さん御承知のとおりだと思います。人員・資機材の配置を早急に見直さなければ、ますます

住民がひとしく受けるべきサービス、安心感の差が広がることとなります。加東市民からすれば、受けられるサービスは減少するのに、それに反比例して、負担金は増えていきます。人員・資機材の配置と負担金の在り方について、早急に是正すべきであります。お考えをお尋ねいたします。

次に、3項目めで加東市天神地内の火災における消防車両の出動についてお尋ねをいたします。

天神地内で、12月8日でしたか、発生した建物火災にですね、東条出張所に配備されているタンク車が出動できなかった。出動していないと聞いたのですが、どういうことなのか、お尋ねいたします。

また、配置人員を増やすべきではないのか、この事案への対応状況とともに考えをお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 警防部長。

○警防部長（小林克樹君） それでは、第1項目からお答えいたします。

まず救急車及び人員は、災害発生件数等に比例して、適切、合理的に配置されるべきとの考えに基づく御質問にお答えいたします。

現在の救急車及び人員の配置は、管内全ての住民に基礎的な消防サービスを提供する上で必要とする人員・資機材の配置に努めております。このような中、御指摘のとおり、救急車1台当たりの出動件数や署所の職員1人当たりに換算した受持ち人口に地域差が生じているのが実情でございます。現在、3消防署7出張所の10拠点体制と、現行の人員、車両数において配置を考えた場合、災害対応はもとより、様々な業務を執行する上で、現行の配置となっております。年々の事情により、若干の配置変更は生じる場合もありますが、組織を改編する等大きく配置を変更するということについては、管内情勢及び社会情勢の変化を捉え、行政需要等に適切に対応していくための体制構築に努力してまいりたいと考えております。

次に、管轄外から加東市に出動した件数が、他市町に比して多く、このことは加東市の人員及び資機材が不足しているのではないかと御指摘について答弁をさせていただきます。

管轄外から加東市への出動件数が多い状況につきましては、一つの要因として、特に救急に関しましては、急性期患者の場合、加東市内の病院の形態から市外への搬送が多くなっております。その結果、加東消防署の2台の救急車が不在となった場合は、加東市内の東条出張所からの出動よりも他署所の救急車を出動させるほうが現場到着が早くなる事案もあるため、加東市への出動件数が多くなっているものと考えております。この管轄外からの救急件数は加東市外の署所から加東市内に出動した219件のうち154件で、約7割となっておりますが、発生場所から最も近い消防署所からの出動と、その他災害規模に

応じた隊の増強を初動の段階で行っており、初期対応時間の短縮と被害の軽減につながっているものと考えております。また、このことが住民の財産と生命を守る上で極めて重要であると考えております。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 2点目の、将来人口推計を捉えた御質問についてお答えをさせていただきます。

まず人員・資機材の配置につきましては、広域消防となり、管轄外即時対応を含む迅速な部隊編成により、3市1町への初動体制等の充実を図り、必要とする車両及び人員の効率的な配置による災害対応力強化に努めてまいりました。また、このことは管内住民への消防サービスの効果的な提供につながっている、そのように考えております。

職員配置につきましては、救急車1台当たり3名、消防自動車及び特殊車両1台当たり3名から4名を基準に、北はりま消防の管内3署7出張所、10拠点の最低警防人員を確保しつつ、24時間体制で運用できるよう配置をしております。

人員及び資機材の配置につきましては、行政需要に応じ、適正な配置が必要と捉えておりますが、現在の状況において、人員及び資機材配置の見直しに関する具体案については、捻出に苦慮している、そういった状況でございます。

組織を改編する等、大きく配置を変えることについては、管内情勢及び社会情勢の変化を捉え、また行政需要等に適切に対応していけるよう、構成市町とも協議、検討をしてみたいと考えております。

次に、負担金の在り方についてですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、急激な人口の減少が示されており、3市1町の人口も減少する中、加東市のみ減少スピードが鈍化しております。このことから、現在の負担金の在り方について問題が提起がされておりますが、この件につきましては、現在構成市町と、先ほど説明させていただきましたけれども、幾つかの案について検討を、担当者間での意見交換等はしておりますが、協議すべき案が具体化されていないのが現状でございます。この負担金の在り方、そして人員・資機材の配置については、これまでも大畑議員から御意見を賜っております。消防としましてはまず管理者会で協議を図るための具体化案について、構成市町と検討を重ね、前へ進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村岡栄紀君） 加東消防署長。

○加東消防署長（森脇 浩君） 失礼いたします。大畑議員から質問がありました加東市天神地内の火災における消防車両の出動について災害状況とともに答弁させていただきます。

加東市天神で発生した建物火災に東条出張所のタンクが出動できなかったという御指摘がありましたが、建物火災を覚知したときには、東条出張所に配備しているタンク車は、



当該車両のタイヤをスタッドレスタイヤに交換のため、加東消防署へ移動させておりました。ただし、東条出張所にはその代替車両として加東消防署の化学車を配備させておりましたので、建物火災発生時には東条出張所勤務職員が化学車で出動し、初動活動に従事しております。

なお、この建物火災についての対応についても説明させていただきます。

当該火災は12月8日加東市天神で一般住宅から出火し、3棟が延焼、2名の方が負傷された建物火災でございます。この火災においては直近の加東消防署東条出張所から、化学消防ポンプ車1台、加東消防署から水槽付消防ポンプ車及び消防ポンプ車、合計2台、本部から本部指揮車の1台が第1出動で出動しております。その後第2出動で、加西消防署加西北出張所から水槽付消防ポンプ車1台、加東消防署及び加西消防署から救急車がそれぞれ1台出動し、合計7隊22名が、北はりま消防組合各署所から出動し対応しております。また、加東市消防団の出動状況につきましては8分団38名の出動を把握しております。

今回の対応は北はりま消防組合が定めております出動基準に準じた出動ですが、広域消防としての効果が発揮できた対応であったと考えております。

以上です。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まず救急業務、あるいは火災への出動、そういった管外からの出動とかですね、例えば加東市だったら加東市で発生した災害について加東消防署東条出張所が出動しておる件数、こういったものを見ますとね、加東消防署管内で発生した分に加東消防署東条出張所が出たのが、これ今日じゃないですけど議案としてもらった令和5年中の件数を見ましてもですね、加東消防署と東条出張所が加東市内へ災害出動してる件数2,498件となっておりますよね。結構というか、非常にたくさん出てるわけですよ。西脇消防署、多可出張所が両方ですね、2,556件です。こういうのを見ますとですね、明らかに加東市は人口多いですし、前にも申し上げましたけども、昼間人口も多い、交流人口も多い、そういったところで災害が発生する確率というのは大きいわけですよ。そこにやはり重点的にそういったところに多いわけですから、資機材をもっともっと多く配置してもらわないと、事故発生場所、災害発生場所が、例えば西脇消防署から行ったほうが近いからとか、そういうこともそれはあるでしょうけども、それよりもこの加東消防署、東条出張所、この両方で2,498件も出てるっていうこのことも捉えて、その上にまだ西脇へも加西へも、そして中国道も抱えてですね、加東消防署、東条出張所はこうやってるわけですよ。非常にそのハードな職務の内容になっておると私は思いますよ、これ。この数字がちゃんとこう物語っているわけですよ。そういったところと、きちっと比較して、資機材・人員を有効配置してもらわないといけないんじゃないんでしょうかね。

それは、多可町の3つの出張所に1台ずつ必要、それはそれで分かりますよ。それはそ

れがあったほうがいいですよ。でも結果見ましたら、その資機材がこういう本当に有効に活用されているのか、人員が有効に活用されているのかということを見ていきますとね、どうしたってそうは見えませんよ、これは。ですから、それは大変だと思いますよ、資機材のこの見直しをね、配置の見直し。人員の見直し、配置の見直しをするというのは。それは苦労も多いとは思いますが、客観的に見ていただいてですね、そうする必要があるんじゃないでしょうかね。その辺りをもう一度お伺いしたいと思います。これは一問一答でいいですか。お願いします。

○議長（村岡栄紀君） 警防部長。

○警防部長（小林克樹君） ただいま大畑議員から申し上げられましたことに関しましてですけれども、資機材に関しましては、署所の位置とは別にして、バランスよくは配置しているというふうには努めております。現状では。ただ、署所が2台とも出た場合に関して、一番近い署所が、何回もすいません、繰り返しになるんですけれども、一番近いところが出て、その隊が対応することによって、最も市民サービスの向上につながっていると。例えば、昨年でございますと、これ令和5年の統計なんですけれども、西脇署から85件の加東市内への救急出動があるんですね。これ平均時間取ってみましたが、85件とも全て西脇署が最も近い、西脇署は最も近い署所でした。で、その平均時間が約11分ですね。ちなみに西脇北出張所から、西脇消防署、これ当然西脇消防署に2台なくなった場合は西脇北出張所から補完するんですけれど、これが約10分なんです。ちなみに加西南から加西消防署への、例えば2台なくなった場合の出動の平均時間10分。つまり、ちょっと大畑議員の質問からそれるかもしれませんが、大した遅れという、大した遅れという言い方悪いんですけれども、大幅な遅れになってないと。住民サービスの維持には、私は寄与できてるのではないかなというふうに考えております。

車両関係に関しまして、具体的にちょっと申し上げますと、加東市につきましては、消防車両が7台、うち特殊車両が化学車とはしご車、救急車は3台です。西脇市に関しましては、消防車両が6台、うち特殊車両が救助工作車とはしご車、救急車が3台です。加西市につきましては消防車両が8台、うち特殊車両が救助工作車と水槽車、救急車が4台です。多可町に関しましては消防車両が3台、救急車が3台となっておりこれにより管内全体に基礎的な消防行政サービスを提供しているものであるというふうに考えております。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 西脇署、このここですよ。ここから例えば加東市へ出動する。それで加東消防署から出動するよりもこちらから出動するのが早いという、地域はですね、本当に限定されてると思いますよ。

例えばですよ、旧の滝野地域の光明寺であったり、上滝野であったり、その程度じゃないですかね。ほかには加東消防署から出るほうが、明らかに早いですよ。時間は。上滝野にしたってもう175号走りやすぐですし、本当に光明寺とかね、上滝野でももう一番端っ

この平野ですか、平野から越えた辺り、その辺りはおっしゃるように、こちらからのが早いかも分からないですけども、このほかはですね、加東市のほうが早いですよ。例えば多井田とか曾我とかっていうところあります、高松のね、続きぐらいのところにあるわけですけども、そこだって恐らく加東消防署から走るほうが早いですよ。ですからね。おっしゃってることが本当にそうなのかという疑問を持ってしまうんですけどね、その辺りもう一度どうですか。

○議長（村岡栄紀君） 警防部長。

○警防部長（小林克樹君） これ想定として、加東署の2台がない場合を想定して直近の署所が出動するという仮定で、私統計を取らせていただきました。その85件のうち、31地区ですか、一番多かったのは多分下滝野の10件やと思います。そのほか微妙なところが上田であったりとか田中であつたりとかが、そこら辺でちょっと加西南が近いかなというところあつたんですけど、結局実測してみたら、西脇署が一番近かつたんですね。ということからこの85件に関しては、あくまでも加東署が2台出ているという仮定の中で考えたら、最も適切な出動、編成であつたかなというふうには考えております。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） ですからね、それは、加東署の2台が出てしまっているときの話なんですよ。だから、加東署に3台ありゃいいわけじゃないですか。そういう話になってきませんか。

でね、もう私がずっとずっといろんな負担金のことも申し上げておるといのはいろんなところの議員さんも御存じのようですね、西脇の市議会議員さんの中にもですよ、加東市さん負担金のことをいろいろ不満もあるようやから、救急車1台加東市さんに回したらどないやと、いうふうなそういうことをおっしゃっている議員さんもあるわけですよ。普通に考えたらそうなんです。普通にですね、計算ができればですね、この今の配置状況があまりにも不公平というか偏ってるというか、そういうことは如実に分かるわけですよ、簡単に分かるわけですよ。そういった中でですね、本当に各市町がエゴを出さずにね、広い目で全体どれが一番いいのだろうというふうに客観的に考えていただいたら、西脇市議会議員さんの言われたようにですね、加東市にもう1台高規格救急車を配置してくれたらいいんですよ。職員もつけてね、もちろん。そう思うんですがそこら辺はどうですか。考えられませんか。全体を増やせと言ってるわけじゃないんですよ。今の中で効率的に配置すればいいというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 基本的には組合消防の運営としては市町の枠組みはなくした中で、いかに効率的に対応できるかというところを考えております。ただ、大畑議員は加東市っていう市町の枠の中でのお話をされておりますけれども、あくまでも我々は組合消防としての対応をさせていただいております。そういった中で、例えば加東市内にある救急

車が2台搬送で不在になったと。そういった対応についても直近署所から対応することで、消防の空白っていうのをなくしている。そういった対応をしてるっていうところで、御理解をいただければなというふうには思うんです。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） そうはおっしゃいますけども、私もね、だから先ほど言ったのは加東市のことを言いましたけど、加東市にというよりも、全体を見て客観的に見て、どれが適切かということを考えてもらいたいということで申し上げてるわけですよ。

でね、次に言いますけども、これ申し上げたと思うんですけど、社人研の人口推計、これを見ますとですね、2030年にはですよ、2030年には、加東市はまだ2010年ですね、2010年いうたら、広域化になった頃です。その頃の人口と比較して加東市はですね、2030年、それから2010年と2030年と比較すると、加東市の人口は0.97、97.45%なんです。社人研のこの報告見たらね。多可町さんは66.47、3分の2まで減るっていうふうに社人研はもう言ってるわけですよ。広域化になった頃ですよ。ほか、西脇市さんで77.57、加西市さんで78.56、こういうふうな形になっていってるわけですよ。これ30年いったってもうすぐですよ、これ。それを見据えてですね、配置とか人員の配置とか資機材の配置を検討していかないと、ここまで来ても今の状態のまま続けるんですかということですよ。それが適正配置なのかということですよ。おかしいでしょ、それは。いつになったら見直すんですか、そしたら。どこまで差が広がれば。そういうことになりませんか、今すぐにそんな結論を出せませんか。だから今からきちっと検討してくださいということを申し上げるわけですよ。将来人口も見据えて、将来人口を見据えて2010年、この広域化を行ったわけですよ、それを見据えて、そっからの10年ぐらいを見据えてですね、多可町さんは本当にもう3台がその時点では必要だったろうけども、今になってきたらですね、そうじゃなくなってきたんじゃないでしょうか。多可町さんのことばかり申し上げて申し訳ないですけどね。どんどんどんどん人口が減っているところに、今までと同じように人員・資機材を配置しておいてもいいんでしょうか。それが合理的ですかね、合理的と言えますか、適正と言えますか、もう一度お答えください。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 今、2030年の人口推計っていうんですかね、そういったことも含めて、もう既にそこに向かって対応が必要なんじゃないかとそういう御意見かと思えます、それでよろしいですか。

現状ですね、やはり管内情勢を捉えて、しっかり対応していかなあかんということは、そういうふうには捉えております。警防部長の答弁からもありましたように、管内情勢とか社会情勢の変化、それを的確に捉えて、そしてまた行政需要ですね、そのの需要に対して適正に人員を配置し、資機材を配置するというのは、基本的な考え方かと思います。そ

の件についてはそれ以外にも、現在消防を取り巻く環境は変化をしております。そういった状況も捉えながら、やはりしっかり検討はしていかないといけないことかと思えます。ただ、今現在ではそういう具体案はできていないというのが、現在の状況です。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） ぜひともですね、そういった将来のことを見据えて検討してもらいたいなとこのように思います。

でですね、2020年と、これ2050年だから随分先の話ですけどね、どのぐらい減るかっていったら2020年の人口に対してですね、2050年は西脇市さんで62%まで減ります。加西市さんも62.8%、加東市は83.95%です。多可町さんは47.91%、半分以上に減っていきます。そういうこともね、やっぱりね、長くこの広域消防を続けていくのであれば、そのぐらいの将来のことまで考えてですね、人員の配置、資機材の配置を考えてもらいたい、このように申し上げておきます。

それから、東条の火災の関係なんですけどね、化学車がそのときは配置されていた。ポンプ車は加東消防署のほうに来ていた。地域の人たちはですね、ずっと毎日置いてあるタンク車が出てないのは何でやというふうに思われたんだろうと思います。ですから、タンク車が出てないやないか、あのタンク車はどこ行ったんやということと言われたんだろうとは思いますが。それはそれで事情は分かりました。

ただ本当にね、真ん中の家が燃えて両側にひどく類焼してですね、3棟、裏もちょっと、裏は倉庫か何か燃えてるのように思ったりするんですけど、そういう状況ですよ。間が悪かったとしか言いようがないのかも分かりませんが、今の人員の配置と資機材の配置ですね、を考えるとね、要は各署に消防車、タンク車だったりポンプ車だったり、救急車、高規格救急車が配置されてますよね。どちらが出ればどちらか出られない状況ですよ。今は。それがね。これでいいんですかね、皆さん方スケールメリット、スケールメリットっておっしゃいますけどね。それほんまにスケールメリットですかね、これ。なってます。完全に出られないんですよ。東条出張所13人でしょう。13人いうのは4人4人4人に、1人の方がいらっしゃる。昼間は5人で、あとは4人4人ですよ。4人のうち3人が救急車で出たら、昼間でも2人しかいてないんですよ。それで、タンク車動かせませんか。動かせるかも分からない、2人いてたら。いや、夜だったら無理でしょう。で、多可町の3つの出張所だって一緒ですよ。救急車1台出たら1人しかいないんですよ。そうでしょう。昼間は。夜、4・3・3の勤務ですよ、10人やから。動かせませんやんかいな。それは確実に私はスケールメリットから言うたら逆行してると思うんですよ。どこかに集約しとったほうが資機材は確実に有効に使えますよ、これ。

でね、そういうことをね、原田議員、加西のね、原田議員が来られてたときに、これ令和2年やったかな。令和3年の2月の定例会のときに、いろいろ詳しく説明されてますよね。私もこれ読み直しましたが、そのとおりやと思いますよ、これ。でも、令和3年の

2月に、原田議員、一生懸命言われたけど、そこから何も変わってないですよ。今の配置も人員も。そのときも慎重に検討しますとかいうような言葉は使われてはおりますが、それは慎重にでしょう。うっかり触られへんというのもそれは今もおっしゃいました、苦慮してますというふうなことをおっしゃいましたけど、本当にそのとおりですよ。でもね、客観的に、私は俯瞰して、全部を見渡して、本当に何が一番合理的なのか、一番何が公平なのか、人員・資機材の配置適切なのか、よく考えてみてください。それこそ、もうはっきり申しまして若い人たちのお考え。いろんなとこを勤務されてる方いらっしゃると思いますし、東条出張所行ったり、多可へ行ったり加西へ行ったり、そういう人たちに若い人たちのみんなのですね、お考えを吸い上げていただいて、何が本当に適切なのか、どういうところで困ったのか、そういうことをですね、みんなの知恵出してやっていただきたいと思うんですよ。でないとね、これほんまにね、こんな状況だったら、本当に皆さん方おっしゃるスケールメリットが生かせてない。十分に資機材、高価な資機材ですよ、これ。それがですね、いざとなったときに救急車が出てしまって動かさせませんねんではいかんでしょう。どうですか。その辺りのお考えをもう一回聞かせてくださいな。

○議長（村岡栄紀君） 警防部長。

○警防部長（小林克樹君） それではただいまの質問に対してお答えいたします。

出張所への人員配置状況及び事案の対応についてお答えさせていただきます。

現在、組合管内には7つの出張所がございます。それぞれ地域の実情に応じ、10名又は13名の人員を各出張所に配置しております。この中で、東条出張所については、1隊4名体制での出動を可能となるよう13名の職員を配置し、常時4名ないし5名の人員を確保し、事案対応に当たっているところです。

御承知のとおり、救急隊の編成にあつては、1隊3名を基本としておりますが、救急処置範囲の拡大等に伴い、事案によっては4名の乗組みで対応しております。このようなことから、出張所においては、救急に限らず、1事案に対応中は別事案に対し、隊を編成しての出動はできません。これは出張所に限らず、各消防署においても同じで、救急車と消防車を乗り換えて運用している当組合では、火災等の対応で消防車両を2台出動させた場合、次の災害への対応は極めて困難となります。こういった消防救急体制の空白をなくすため、広域消防として高機能消防指令システムにより、直近の各署所から即時対応を可能とし、また、各種情報を指令センターと共有して災害対応することにより、災害対応能力の向上に努めているところでございますと、そういうことでございます。以上です。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） いや、それはそうでしょうけど、そうでしょうけどですね。資機材を本当に有効に使うとすればですよ。今おっしゃったように別のところから指令センターをいい指令センターがありますから、こっち側のが出張所が駄目だったらこっちから走らせるようにしますねという、それは分かりますが、分かりますけど、そこに配置され

ておる消防車、あるいは高規格救急車が動かせないというのは事実でしょう。そうじゃなしにそれをもう少し大きくして、そこに人員を集中しておけば、例えば3台3台の分が2台2台で有効に活用できるかも分からないじゃないですか。そういうことを申し上げておるわけですよ。いやそれをね、もう今なかなか結論出せないし、原田議員が一生懸命質問もされていたのに、いまだに、検討はなさったんでしょうけども、配置の見直しとかが全くされていないというのは、もう大変難しいんだろうとこういうふうに思いますけどね。だから本当にもう一から、将来の人口を見据えてね、考える必要があると思うんですが、どうですか、そのことだけお聞きして終わります。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 何度も申し上げますけども、やはり情勢変化をしっかり捉えて、需要に対応できる体制をつくるっていうのは、一つ我々の課題として検討していかなければならない、そういうふうな認識をしております。そういった中で、もう明らかにそういう行政需要っていうところの部分で配置が必要なんだいう状況になった場合にはやはりそこに向かっていきたい、そういう思いはありますけれども、現状の限られた人員でございます。そういった人員を有効に活用する。基本的には北はりま消防組合管内全ての住民に基礎的な消防サービスを提供する、それがベースです。その上で、職員配置をしていきたい、そのように思います。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員よろしいでしょうか。

○7番（大畑一千代君） はい。

○議長（村岡栄紀君） これで7番、大畑一千代議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第50回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認め、第50回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後4時31分閉会

挨拶

○議長（村岡栄紀君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議された案件について、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げますとともに、ただいま閉会を宣告できましたことは新議長として誠に喜びに堪えません。管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安全・安心に御尽力を賜らんことをお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第50回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、お諮りいたしました案件につきましては、慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおり御決定をいただきました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

まだまだ寒い時期が続きます。新型コロナウイルス並びにインフルエンザの感染者が増加傾向にある中、議員各位におかれましては、無事御健康にて御留意をいただきまして、御健勝にて御活躍いただきますことを祈念申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村岡栄紀君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会臨時議長 浅田 康子

北はりま消防組合議会議長 村岡 栄紀

会 議 録 署 名 議 員 清 水 俊 博

会 議 録 署 名 議 員 浅 田 康 子